

# サービス利用契約書

(以下「甲」という。)とアーニーMLG株式会社(以下「乙」という。)は、乙が甲に提供する機械学習による音声認識テキスト化サービス「YOMEL」(以下「本サービス」と総称する。)の利用に関して、以下のとおり契約(以下「本契約」という。)を締結する。

## 第1条 (目的・適用範囲)

1. 本契約は、本サービスの利用のための、甲と乙の権利・義務関係を定めることを目的とする。
2. 本契約は、本契約締結前に甲乙間で締結された本サービスに関する全ての契約に優先して適用される。

## 第2条 (定義)

### 1. データ

電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の方法で作成される記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)をいう。

### 2. 本データ

本サービスに関連して、甲が乙に提供する、甲が保有する音声データをいう。

### 3. 学習用データセット

本データを本サービスのために整形又は加工したデータ及び本サービスのためにこれらのデータと関連付けて作成された注釈データをいう。

### 4. 学習用プログラム

学習用データセットを利用して、学習済みパラメータを生成するためのプログラムをいう(ただし、学習済みモデルを除く。)

### 5. 学習済みパラメータ

学習用プログラムに学習用データセットを入力した結果生成されたパラメータ(係数)をいう。

### 6. 学習済みモデル

特定の機能を実現するために学習済みパラメータを組み込んだプログラムをいう。

### 7. 再利用モデル

学習済みモデルを利用して生成された新たな学習済みモデルをいう。

### 8. 本AI生成物

学習済みモデル又は再利用モデルから生成されたデータ及び知的財産をいう。

### 9. 知的財産

発明、考案、意匠、著作物(発見又は解明がされた自然の法則又は現象であって、産業上の利用可能性があるものを含む。)及び営業秘密その他の事業活動に有用な有形無形の技術上又は営業上の情報をいう。

## 10. 知的財産権

特許権、実用新案権、意匠権、著作権その他の知的財産に関して国内外の法令により定められた権利（特許を受ける権利、実用新案登録を受ける権利、意匠登録を受ける権利を含む。）をいう。

## 11. 本成果物

甲が業務上やりとりを行なった音声データについて、乙が音声認識を行った結果発生したテキストデータをいう。

## 第3条（業務内容）

1. 乙は、甲に対し、下記の本サービスを提供し、甲はこれを利用する。
  - (1) 甲から受領した本データを利用、若しくは利用せずに、音声認識を行い、本成果物を甲に対して納品すること
  - (2) 音声認識に付随するものとして乙が指定するライブラリを提供すること
2. 甲は、乙が前項に定める本サービスを提供するにあたって、以下に定める事項を自ら遵守し、保証する。
  - (1) 必要に応じて、音声認識モデルの精度改善のためにデータを提供すること
  - (2) 前項に定める業務についてのリクエスト量が大幅に増加する場合には、事前にその旨乙に対して通知し、その対応について協議すること
3. 乙は、情報処理技術に関する業界の一般的な専門知識に基づき、善良な管理者の注意をもって、本サービスを提供する義務を負う。
4. 乙は、本成果物について完成義務を負わず、本成果物が甲の業務課題の解決、業績の改善・向上その他の成果や特定の結果等を保証しないものとする。

## 第4条（本データ）

1. 甲は、必要に応じて、乙に対し、本データへのアクセスを許可する方法その他甲が定める方法により、本データを提供するものとする。
2. 甲は、乙に対し、本サービスに合理的に必要なものとして乙が要求し、甲が合意した資料、機器、設備等（以下「資料等」という。）の提供、開示、貸与等（以下「提供等」という。）を行うものとする。
3. 甲が乙に提供した本データについては、甲の責任においてバックアップ等の保全措置を行うものとする。
4. 甲は、乙に対し、本データ及び資料等（以下「本データ等」と総称する。）を乙に提供等することについて、正当な権限があること、およびかかる提供等が法令に違反するものではないことを保証する。
5. 甲が乙に対し提供等を行った本データ等の内容に誤りがあった場合、またはかかる提供等を遅延した場合、これらの誤りまたは遅延によって生じた本サービス提供時期の遅延、不適合等の結果について、乙は責任を負わない。
6. 乙は、本データの正確性、完全性、有効性、有用性、安全性等について、確認、検証の義務その他の責任を負うものではない。
7. 甲は、乙に対して、本データ等に関する著作権人格権を行使せず、またその権利者に行使させないものとする。
8. 理由の如何にかかわらず本契約が終了した場合には、乙は本サービス用サーバ内に残存する全ての本データを甲に事前通知することなく削除できるものとする。
9. 乙は、法令違反等乙が不適切と判断した対象データについて、甲に事前通知することなく削除できるものとする。
10. 乙は、本契約期間中及びその終了後も本データを以下の目的で利用することができる。
  - (1) 甲に対する本件サービスの提供
  - (2) 甲が事前に署名また電子的手法により認めた場合に限り、乙の標準のモデルの精度向上のための学習用データとしての利用

### (3)上記(1)及び(2)に定めるサービスの追加的機能の開発

#### 第5条（利用料及びその支払時期・方法）

甲は、乙に対し、別途申込書に定める本サービスの利用料を支払う。なお、振込手数料は甲が負担するものとする。

#### 第6条（再委託）

乙は、本サービスの全部又は一部を第三者（以下「再委託先」という。）に再委託することができるものとする。

#### 第7条（契約の変更）

1. 本契約の変更は、当該変更内容につき事前に甲及び乙が協議の上、別途、書面により変更契約を締結することによってのみこれを行うことができる。
2. 甲及び乙は、本サービスにおいては、両当事者が一旦合意した事項が、事後的に変更される場合があることに鑑み、相手方より本契約の内容について、変更の協議の要請があったときは、速やかに協議に応じなければならない。
3. 前項に定める変更の協議においては、変更の対象、変更の可否、変更による代金・納期に対する影響等を検討し、変更を行うかについて両当事者とも誠実に協議する。

#### 第8条（本成果物の引渡し）

乙は、甲乙間で別途定める期限までに、甲乙間で別途定める方法により甲に本成果物を引き渡す。

#### 第9条（本データ等の利用・管理）

1. 乙は、本データ等を、善良な管理者の注意をもって管理、保管するものとする。
2. 乙は、本サービスの遂行及び改良の目的に合理的に必要となる範囲で、本データ等を使用、複製及び改変等できるものとする。
3. 乙は、本データ等を、自己の役員、従業員及び再委託を行う場合の再委託先（以下「役職員等」という。）に提供等できるものとし、この場合、本条に基づき乙が負担する義務と同等の義務を、提供等を受けた役職員等に課すものとする。
4. 乙は、本サービスの完了後、速やかに、本サービスの対象となった本データを削除するものとする。
5. 本条の規定は、本契約の終了後も有効に存続するものとする。

#### 第10条（非保証）

1. 乙は、甲に対し、本サービスが甲の特定の目的に適合することを保証しない。
2. 乙は、甲に対し、本サービスの利用が第三者の特許権、実用新案権、意匠権、著作権等の知的財産権を侵害しないことを保証しない。
3. 本契約に基づく本サービスの利用に関し、甲が第三者から前項に定める権利侵害を理由としてクレームがなされた場合（訴訟を提起された場合を含むが、これに限らない。）には、甲は、乙に対し、当該事実を通知するものとし、乙は、甲の要求に応じて当該訴訟の防禦活動に必要な情報を提供するよう努めるものとする。

#### 第11条（秘密情報の取扱い）

1. 甲及び乙は、本サービスの遂行の過程において取得する相手方に関する有形無形の技術上又は営業上その他業務上の情報（ただし、本データ等を除く。）（以下「秘密情報」という。）を秘密として保持し、秘密情報の開示者の事前の書面による承諾を得ずに、第三者（委託された乙の本サービスを遂行する場合の再委託先を除く。）に開示、提供又は漏えいしてはならないものとする。
2. 前項の定めにかかわらず、次の各号のいずれか一つに該当する情報については、秘密情報に該当しない。
  - ① 開示者から開示された時点で既に公知となっていたもの
  - ② 開示者から開示された後で、受領者の帰責事由によらずに公知となったもの
  - ③ 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負わずに適法に開示されたもの
  - ④ 開示者から開示された時点で、既に適法に保有していたもの
  - ⑤ 開示者から開示された情報を使用することなく独自に開発したもの
3. 甲及び乙は、秘密情報について、本契約に別段の定めがある場合を除き、事前に開示者から書面による承諾を得ずに、本サービスの遂行の目的以外の目的で使用、複製及び改変等してはならず、本サービスの遂行の目的に合理的に必要な範囲でのみ、使用、複製及び改変等できるものとする。
4. 本条の規定は、本契約の終了後5年間有効に存続するものとする。

#### 第12条（個人情報の取扱い）

1. 本サービスの遂行に際して、甲が、個人情報の保護に関する法律（本条において、以下「法」という。）に定める個人情報または匿名加工情報（以下、総称して「個人情報等」という。）を含んだ対象データを乙に提供する場合には、法に定められている手続を履践していることを保証するものとする。
2. 甲は、個人情報等を含んだ対象データを乙に提供する場合には、事前にその旨を明示する。
3. 乙は、前2項に従って個人情報等が甲から提供される場合には、法を遵守し、個人情報等の管理に必要な措置を講ずるものとする。

#### 第13条（本成果物の著作権）

1. 本成果物に関する著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）は、本成果物の引渡しと同時に、乙から甲に移転する。なお、甲への権利移転の対価は、利用料に含まれるものとする。
2. 乙は、本成果物の利用について、甲及び正当に権利を取得又は承継した第三者による本成果物の利用に対して、著作者人格権を行使せず、著作者をして行使させないものとする。

#### 第14条（本成果物の特許権等）

本成果物にかかる特許権その他の知的財産権（ただし、著作権は除く。以下「特許権等」という。）は、乙に帰属し、乙は甲に対し、特許権等について無償の使用権を許諾する。なお、乙から甲への許諾の対価は、利用料に含まれるものとする。

#### 第15条（本成果物の利用）

甲は、本契約終了後においても、本成果物を相手方に何らの対価等を支払うことなく自由に利用することができる。

#### 第16条（免責）

甲及び乙は、以下の各号に定める損害について乙が甲に対して何らの責任も負わないことを確認する。

- (1) 合理的な方法による制御不能な要因による損害（自然災害、戦争、テロ行為、暴動、政府機関の行為、または乙の利用するデータセンター外部のネットワーク障害やデバイス障害等、または甲の環境と乙の利用するデータセンターとの間におけるこれらと同様の事象に基づくものを含む）
- (2) 乙が提供したもの以外のサービス、ハードウェアまたはソフトウェアの使用に起因する損害（帯域幅の不足に起因する問題または第三者のソフトウェアもしくはサービスに関連する問題を含むが、これらに限られないものとする）
- (3) 乙が本サービスの使用上の改善を甲に助言した後に、甲が助言されたとおりの改善を実施せずに本サービスを使用したことに起因する損害
- (4) 本サービス、機能またはソフトウェアのプレビュー版、プレリリース版、ベータ版、または試用版（これらは乙の定めるところによる）の期間中またはこれらに関して発生した損害
- (5) 甲が適切なセキュリティ対策に従わなかったことに起因する損害
- (6) 甲が、所要構成要件を遵守せず、サポート対象プラットフォームを使用せず、利用規定に従わなかったことに起因する損害
- (7) 甲が本件サービスの機能に適合しない（サポートされていない操作の実行を試みることなど）、または乙から公開されているガイダンスに適合しない方法で本サービスを使用したことによる損害
- (8) 誤った入力、命令、または引数に起因する損害（存在しないURLに対するアクセス要求など）
- (9) 甲による不正行為、または乙が不正行為と疑われる行為を調査したことに起因する損害
- (10) 本契約期間以外で本サービスの機能を甲が使用したことに起因するもの
- (11) 利用料金が未払の状態が発生した損害

#### 第17条（損害賠償）

甲及び乙は、本契約の履行に関し、相手方の責めに帰すべき事由により損害を被った場合、相手方に対して、損害賠償（ただし、直接かつ現実に生じた通常の損害に限る。）を請求することができる。なお、賠償額の上限は、本契約に基づき支払われる利用料の直前月までの3ヶ月分と同額とする。ただし、第16条に記載の禁止事項に違反した際には賠償額上限の対象外とする。

#### 第18条（禁止事項）

##### 1. 権利義務譲渡の禁止

甲及び乙は、互いに相手方の事前の書面による同意なくして、本契約上の地位を第三者に承継させ、又は本契約から生じる権利義務（なお、知的財産権は含まれない。）の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、引き受けさせ若しくは担保に供してはならない。

##### 2. リバースエンジニアリングの禁止

甲は本サービスにおいて乙が提供する学習用プログラム、学習済みモデル、再利用モデル及び各種ライブラリその他ソフトウェアをリバースエンジニアリング、逆コンパイル、または逆アセンブルしてはならない。

##### 3. 複製・配布の禁止

甲は本サービスにおいて乙が提供する学習用プログラム、学習済みモデル、再利用モデル及び各種ライブラリその他ソフトウェアを複製または配布・再配布してはならない。

##### 4. 競合となるサービスの提供

本サービスを使用して、直接または間接的に本サービスと競合するようなサービスを作成及び提供してはならない

## 第19条（反社会的勢力の排除）

1. 甲及び乙は、自ら又は乙にあつては再委託先が次の各号のいずれにも該当せず、かつ将来にわたっても該当しないことを表明し、保証する。
  - ① 自ら又は自らの役員が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等その他これらに準じる者（以下「反社会的勢力」と総称する。）であること
  - ② 反社会的勢力が経営を実質的に支配していると認められる関係を有すること
  - ③ 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
  - ④ 自ら若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害等を加える目的をもってするなど、反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること
  - ⑤ 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
  - ⑥ 自らの役員又は自らの経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. 甲及び乙は、相手方（乙の場合は再委託先を含む。）が前項に違反した場合、自己の責に帰すべき事由の有無を問わず、何らの催告を要することなく、直ちに本契約を解除し、かつ、これにより被った損害等の賠償又は補償を相手方に対して請求することができる。
3. 前項により本契約を解除された当事者は、これにより損害等を被った場合であっても、相手方に対して当該損害等の賠償又は補償を請求することはできない。

## 第20条（解除）

1. 甲又は乙は、相手方（乙の場合は再委託先を含む。本条において同様とする。）に次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、何らの催告なしに直ちに本契約の全部又は一部を解除することができる。
  - ① 重大な過失又は背信行為があった場合
  - ② 支払いの停止があった場合、又は仮差押、差押、競売、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始の申立てがあった場合
  - ③ 手形交換所の取引停止処分を受けた場合
  - ④ 公租公課の滞納処分を受けた場合
  - ⑤ 甲について、合併などの組織変更や事業譲渡、株式の過半数の譲渡により、経営環境に著しい変化が生じた場合
  - ⑥ その他前各号に準ずるような本契約を継続し難い重大な事由が発生した場合
2. 甲又は乙は、相手方が本契約のいずれかの条項に違反し、相当期間を定めてなした催告後も、相手方の債務不履行が是正されない場合は、本契約の全部又は一部を解除することができる。

## 第21条（有効期間）

1. 本契約の有効期間は、締結日から6ヶ月とする。ただし、期間満了日の30日前までに甲又は乙が別段の意思表示を行わない場合、本契約は同一条件にて更に1ヶ月間更新されるものとし、以後も同様とする。
2. 前項に関わらず、甲及び乙は、相手方に対し、書面（電子メール等の電磁的手段による場合を含む）により、解約希望日の1か月前までに解約の意思表示を行うことによって本契約を解約することができるものとする。

## 第22条（管轄裁判所）

本契約に関する一切の紛争については、被告の本店所在地を管轄する地方裁判所または簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所として処理するものとする。

## 第23条（協議）

本契約に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、信義誠実の原則に従い甲及び乙が協議し、円満な解決を図る努力をするものとする。